



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年6月21日火曜日 第317号外1

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（自然保護課）…………… 1

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月21日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 公園計画及び公園事業（第2条一第15条の3）</p> <p>第3章 保護及び利用（第16条一第19条の4）</p> <p>第4章 生態系維持回復事業（第19条の5一第19条の10）</p> <p>第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第19条の11一第19条の17）</p> <p>第5章 風景地保護協定及び公園管理団体（第19条の18一第19条の22）</p> <p>第6章 省略</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類の）</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する知事が定める施設は、次____ ____に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機</p> <p>(7)～(12) 省略</p> <p>（公園計画の変更の提案に係る添付書類）</p> <p>第2条の2 条例第8条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。</p> <p>(1) 条例第8条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会（条例第15条の2第1項又は第40条の2第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）を組織した市町</p> <p>(2) 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称</p> <p>(3) 提案の理由</p> <p>2 知事は、前項の書面のほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若し</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 公園計画及び公園事業（第2条一第15条____）</p> <p>第3章 保護及び利用（第16条一第19条の3）</p> <p>第4章 生態系維持回復事業（第19条の4一第19条の9）</p> <p>第5章 風景地保護協定及び公園管理団体（第19条の10一第19条の13）</p> <p>第6章 省略</p> <p>附則</p> <p>（公園事業となる施設の種類の）</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する知事が定める施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設____ ____及び昇降機</p> <p>(7)～(12) 省略</p>

くは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第2条の3 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

- ア 条例第9条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町
- イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第4条 省略

2 省略

3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで、第10号及び第11号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第3号から第5号まで及び第9号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては当該公園施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

(1)・(2) 省略

- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び _____ 意匠配色図 _____ 並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) 省略

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び _____ 内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

(8)の2 省略

(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(10)~(12) 省略

くは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第2条の3 条例第9条の2第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を記載した書面

- ア 条例第9条の2第1項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を行う協議会を組織した市町
- イ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- ウ 提案の理由

(2) 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第4条 省略

2 省略

3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで _____ 及び第11号に掲げる書類を除く _____

(1)・(2) 省略

- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 省略

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類

(8) _____ 事業資金を調達することができることを証する書類

(8)の2 省略

(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(10)~(12) 省略

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第10条第2項の協議又は同条第3項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第5条 条例第10条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第4項第1号又は第5号に掲げる事項の変更（同号に掲げる事項の変更にあつては、第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）
- (2) 前条第2項各号に掲げる事項の変更（同項第1号に掲げる事項の変更にあつては、公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第6条 省略

2 省略

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第10条第6項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(承継の協議又は承認の申請)

第8条 条例第12条第1項の承認を受けようとする者は、公園事業承継承認申請書（様式第3号の2）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第4条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類
- (5) 第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第12条第2項の規定による承継の協議をしようとする者又は同項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継協議書（承認申請書）（様式第4号）を知事に提出するものとする。

4 省略

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更)

第5条 条例第10条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第4項第1号 _____ に掲げる事項 _____
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- (5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

(公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請)

第6条 省略

2 省略

(承継の協議又は承認の申請)

第8条 条例第12条第1項の規定による承継の協議をしようとする者又は同項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継協議書（承認申請書）（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 省略

5 条例第12条第3項の規定による相続の承認の申請は、公園事業相続承認申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

6 省略

（協議会の公表）

第11条 条例第15条の2第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 協議会（条例第15条の2第1項に規定する協議会をいう。第13条及び第15条の2において同じ。）の名称及び構成員の氏名又は名称

(2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（利用拠点整備改善計画の認定の申請）

第12条 条例第15条の3第1項の規定による認定の申請は、利用拠点整備改善計画認定申請書（様式第6号の3）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第2号及び第3号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

(1) 利用拠点整備改善計画書（様式第6号の4）

(2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(3) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(4) 条例第10条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する条例第15条の3第2項第4号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはアに掲げる書類のうち第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）

ア 第4条第3項第1号から第4号まで、第6号、第11号及び第12号に掲げる書類

イ 公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

(5) 条例第10条第6項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号ア及びイに掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）

(6) 条例第21条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図面

(7) 条例第32条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第16条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第15条の3第4項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該同条第1項の規定による認定の申請をした者に対し、当該申請に係る利

3 条例第12条第1項の規定による相続の承認の申請は、公園事業相続承認申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

4 省略

第11条から第15条まで 削除

利用拠点整備改善計画が同条第4項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(利用拠点整備改善計画の記載事項)

第13条 条例第15条の3第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
- (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第21条第4項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第32条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第14条 条例第15条の3第6項(条例第15条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の変更の認定の申請)

第15条 条例第15条の4第1項の規定による変更の認定の申請は、利用拠点整備改善計画変更認定申請書(様式第6号の5)を知事に提出して行うものとする。第12条第2項及び第3項並びに第13条の規定は、この場合について準用する。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第15条の2 条例第15条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第5条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第15条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更の届出)

第15条の3 条例第15条の4第2項の規定による届出は、利用拠点整備改善計画軽微変更届出書(様式第6号の6)を知事に提出して行うものとする。

第3章 保護及び利用

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条の2 省略

2 前項の申請書には、次_____に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に代えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

第3章 保護及び利用

(特別地域内における行為の許可申請書)

第16条の2 省略

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図_____及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第21条第4項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺1,000分の1程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、第2項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 省略

5 省略

（特別地域内の行為の許可基準）

第16条の3 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む_____。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第5項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(6) 省略

2 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避

- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

3 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第1項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

(1)～(4) 省略

4 省略

（特別地域内の行為の許可基準）

第16条の3 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第5項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(6) 省略

2 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避

雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部との高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 省略

4 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 省略

(6) 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

Table with 1 column: 省略

(7)～(11) 省略

5～9 省略

10 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(1)の2 申請に係る場所が、条例第21条第4項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

(2)～(10) 省略

11 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第1号の2、第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

12 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第1号の2及

雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 省略

4 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(5) 省略

(6) 総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう_____。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

Table with 1 column: 省略

(7)～(11) 省略

5～9 省略

10 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 省略

(1)の2 申請に係る場所が、条例第21条第4項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

(2)～(10) 省略

11 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号_____及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

12 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号_____

び第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

13 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は病虫害の防除のために行われるものは、この限りでない。

ア 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

イ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ウ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

エ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

14～20 省略

21 条例第21条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合する_____こと。

(ア) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。

(イ) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

(ウ) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

オ 省略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エ及びオ_____の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 省略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エ及びオ並びに_____前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

_____並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

13 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

14～20 省略

21 条例第21条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系のものであること。

オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

カ 省略

(2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～オ 省略

(3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号エからカまで及び前号エの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号オ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

(5) 省略

22～29 省略

30 条例第21条第4項第18号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。

イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

(2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

31 省略

32 省略

第16条の4 省略

(特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為)

第16条の5 条例第21条第4項第18号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第21条第9項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）。

(5)～(6)の3 省略

(7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設若しくは鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

(7)の2～(10)の2 省略

(10)の3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(10)の4～(10)の6 省略

(10)の7 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（増築にあつては、新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの）に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部との高さの

(4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

ア～ウ 省略

(5) 省略

22～29 省略

30 省略

31 省略

31 省略

第16条の4 省略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

30 省略

31 省略

第16条の4 省略

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離に_____ある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること_____。

(5)～(6)の3 省略

(7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地域以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設若しくは鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

(7)の2～(10)の2 省略

(10)の3 巣箱、給餌台_____、給水台等を設置すること。

(10)の4～(10)の6 省略

(10)の7 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（増築にあつては、新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに_____

差が2メートル以下であるものに限る。)

10の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

10の9 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

10の10 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

10の11 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等又は引込みに要する設備を設置すること。

10の12 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

10の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

10の14 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該太陽光発電施設の色及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。)を設置すること。

10の15 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該自然公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

11) 省略

12) 自家用のために木竹(条例第21条第4項第11号の規定により知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。第16号の5及び第16号の6において同じ。)を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

12の2 生業の維持のために必要な範囲内で竹(高さが50センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

12の3 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが3メートル以内のものに限る。)を伐採すること。

13)・14) 省略

15) 森林の保育_____のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

15の2 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

15の3 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

_____に限る。)

10の8 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わない_____ものに限る。)

10の9 _____電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること_____。

10の10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

10の11 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第28条第1項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

10の12 野生鳥獣による人、家畜又は農作物_____に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

10の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除_____の目的で、カメラを設置すること。

11) 省略

12) 自家用のために木竹_____を_____を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

13)・14) 省略

15) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

16) 省略

16)の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

16)の3 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

16)の4～16)の13 省略

16)の14 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

16)の15 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

16)の16 省略

16)の17 省略

16)の18 省略

16)の19 省略

17～24) 省略

25) 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

25)の2 省略

25)の3 省略

25)の4 省略

25)の5 省略

25)の6 省略

25)の7 省略

25)の8 省略

25)の9 省略

25)の10 省略

25)の11 省略

25)の12 省略

25)の13 省略

26) 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

26)の2 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

26)の3 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等

16) 省略

16)の2 認定保護管理事業等の実施のために木竹を伐採すること。

16)の3 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

16)の4～16)の13 省略

16)の14 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹を損傷すること。

16)の15 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として木竹を損傷すること。

16)の16 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

16)の17 省略

16)の18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

16)の19 省略

16)の20 省略

16)の21 省略

17～24) 省略

25) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

25)の2 省略

25)の3 認定保護管理事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

25)の4 省略

25)の5 省略

25)の6 省略

25)の7 省略

25)の8 省略

25)の9 省略

25)の10 省略

25)の11 省略

25)の12 省略

25)の13 省略

25)の14 省略

26) 宅地内にある植物で条例第21条第4項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

26)の2 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る植物を採取し、又は損傷すること。

26)の3 認定保護管理事業等の実施のために条例第21条第4項第

規制植物を _____ 損傷すること。

(20)の4 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(20)の5 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。第26号の12において同じ。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

(20)の6 省略

(20)の7 省略

(20)の8 省略

(20)の9 省略

(20)の10 省略

(20)の11 省略

(20)の12 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

11号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(20)の4 省略

(20)の5 省略

(20)の6 省略

(20)の7 省略

(20)の8 省略

(20)の9 省略

(20)の10 認定保護管理事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(20)の11 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る _____ 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれら _____ の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(20)の12 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(20)の13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(20)の14 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(20)の15 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第4項において読み替えて準用する同法第7条第6項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同法第14条の2第7項の規定により県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(20)の16 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議してその同意を得、又は協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(20)の17 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、

(26)の13 省略

(26)の14 省略

(26)の15 省略

(26)の16 省略

(26)の17 省略

(27)～(28)の12 省略

(28)の13 省略

(28)の14 省略

(28)の15 省略

(28)の16 省略

(28)の17 省略

(28)の18 省略

(28)の19 省略

(28)の20 省略

(28)の21 省略

(28)の22 省略

(28)の23 省略

(28)の24 省略

(28)の25 省略

(28)の26 省略

(29)～(31) 省略

(31)の2 公園管理団体が行う条例第48条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(31)の3 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(31)の4 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第28条第1項に規定する認定保護管理事業等（以下「認定保護管理事業等」という。）の実施のために必要な行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(31)の5 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為とし

若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の18 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(26)の19 省略

(26)の20 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

(26)の21 省略

(26)の22 認定保護管理事業等の実施のために動物を放つこと。

(26)の23 省略

(26)の24 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(26)の25 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

(26)の26 省略

(26)の27 省略

(27)～(28)の12 省略

(28)の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(28)の14 省略

(28)の15 省略

(28)の16 省略

(28)の17 省略

(28)の18 省略

(28)の19 省略

(28)の20 省略

(28)の21 省略

(28)の22 省略

(28)の23 省略

(28)の24 省略

(28)の25 省略

(28)の26 省略

(28)の27 省略

(29)～(31) 省略

て、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(31)の6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(31)の7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(31)の8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第21条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(32)・(33) 省略

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第17条の3 条例第22条第3項第7号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第10号の15、第14号から第15号の2まで、第16号の9、第16号の13、第23号、第25号、第25号の2、第26号の5、第26号の8、第26号の12、第28号の18、第29号又は第31号の2から第31号の8までに掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5号、第18号及び第26号の11に掲げる行為

(2)~(21) 省略

(22) 県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。

(23) 省略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第19条 条例第32条第7項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の15まで、第18号から第21号まで、第22号から第25号の3まで、第27号、第28号又は第31号の2から第31号の8までに掲げる行為

(2) 省略

(3) 地表から1メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。)

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(32)・(33) 省略

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第17条の3 条例第22条第3項第6号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第14号、第15号、第16号の3、第16号の9、第16号の13から第16号の16まで、第16号の18、第23号、第25号、第25号の2、第26号の2、第26号の6、第26号の11から第26号の17まで、第28号の13、第28号の19又は第29号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5号、第18号及び第26号の9に掲げる行為

(2)~(21) 省略

(22) 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(23) 省略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第19条 条例第32条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の13まで、第18号から第21号まで、第22号から第25号の4まで、第27号又は第28号に掲げる行為

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

13 省略

14 省略

15～17 省略

18 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第19条の3 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第32条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第4項又は第17条の15第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 省略

（野生動物の生態に影響を及ぼす行為）

第19条の4 条例第36条第1項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物（条例第36条第1項第3号に規定する野生動物をいう。以下同じ。）に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第4章 生態系維持回復事業

第19号の5 省略

第19号の6 省略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第19条の7 省略

2 省略

3 条例第38条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第1号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、当該図面に代えることができる。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度¹の地形図
- (2)・(3) 省略

第19条の8 省略

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第19条の9 省略

2 **第19条の7第3項**の規定は、条例第38条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

第19条の10 省略

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

（協議会の公表）

第19条の11 第11条の規定は、条例第40条の2第3項において準用する条例第15条の2第4項の規定による公表について準用する。この場合において、第11条第1項第1号中「条例第15条の2第1

12 省略

13 省略

14 前条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築後又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

15～17 省略

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第19条の3 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第32条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第3項又は第17条の15第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2・3 省略

第4章 生態系維持回復事業

第19号の4 省略

第19号の5 省略

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第19条の6 省略

2 省略

3 条例第38条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上¹の地形図
- (2)・(3) 省略

第19条の7 省略

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第19条の8 省略

2 **第19条の6第3項**の規定は、条例第38条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

第19条の9 省略

項に規定する協議会をいう。第13条及び第15条の2」とあるのは「条例第40条の2第1項に規定する協議会をいう。第19条の13及び第19条の16」と、同項第2号中「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第19条の12 条例第40条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画認定申請書(様式第11号の6)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第2号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、当該図面に代えることができる。

- (1) 自然体験活動促進計画書(様式第11号の7)
- (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (3) 条例第21条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第16条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図面
- (4) 条例第32条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第16条の2第2項第1号及び第2号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第40条の3第3項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該同条第1項の規定による認定の申請をした者に対し、当該申請に係る自然体験活動促進計画が同条第3項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第19条の13 条例第40条の3第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第21条第4項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第32条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第19条の14 条例第40条の3第5項(条例第40条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(自然体験活動促進計画の変更の認定の申請)

第19条の15 条例第40条の4第1項の規定による変更の認定の申請は、自然体験活動促進計画変更認定申請書(様式第11号の8)を知事に提出して行うものとする。第19条の11第2項及び第3項並びに第19条の12の規定は、この場合について準用する。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第19条の16 条例第40条の4第1項ただし書に規定する規則で定め

る軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第40条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(自然体験活動促進計画の軽微な変更の届出)

第19条の17 条例第40条の4第2項の規定による届出は、自然体験活動促進計画軽微変更届出書(様式第11号の9)を知事に提出して行うものとする。

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体

第19条の18 省略

第19条の19 省略

第19条の20 省略

(公園管理団体となることができる法人)

第19条の21 条例第47条第1項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合とする。

(公園管理団体の指定基準)

第19条の22 条例第47条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第48条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第48条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第48条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第6章 雑則

(証明書の様式)

第20条 条例第16条第3項、第29条第2項、第34条第3項、第36条第3項、第40条の6第2項又は第53条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行協議書(認可申請書)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体

第19条の10 省略

第19条の11 省略

第19条の12 省略

(公園管理団体の指定基準)

第19条の13 条例第47条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 省略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第48条各号に掲げる業務
_____を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第48条各号
_____に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としないことその他条例第48条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第6章 雑則

(証明書の様式)

第20条 条例第16条第2項、第29条第2項、第34条第3項、第36条第3項_____又は第53条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行協議書(認可申請書)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(11)に掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる書類は、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び_____意匠配色図_____並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度の配置図

(6) 省略

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び_____内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する次に掲げる書類

ア 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）

イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書

(8) 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 省略

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度の図面

(11)~(13) 省略

(14) その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係） 公園事業変更協議書（認可申請書）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(11)に掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで、_____及び(12)に掲げる書類は、添付を要しない。

(1)・(2) 省略

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、_____構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 省略

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する_____書類

(8) _____事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 省略

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(11)~(13) 省略

様式第2号（第6条関係） 公園事業変更協議書（認可申請書）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度^の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度^の概況図及び天然色写真
- (3) 変更に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1程度^の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図及び _____ 意匠配色図 _____ 並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1程度^の配置図

エ 省略

オ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び _____ 支出の総額及び _____ 内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する次に掲げる書類

(ア) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）

(イ) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書

カ 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

キ 省略

ク 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1程度^の図面

ケ～サ 省略

シ その他知事が必要と認める書類

様式第3号（第7条関係） 公園事業軽微変更届出書

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その _____ の代表者の氏名		
省略				
変更の内容	省略			
	住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
	公園施設の構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経 営 方 法		
		料 金 徴 収		
省略				
省略				

注1 省略

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上^の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上^の概況図及び天然色写真
- (3) 変更に係る次に掲げる書類

ア・イ 省略

ウ 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上^の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上^の配置図

エ 省略

オ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに _____ 支出の総額及び _____ 内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する _____ 書類

カ _____ 事業資金を調達することができることを証する書類

キ 省略

ク 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上^の図面

ケ～サ 省略

様式第3号（第7条関係） 公園事業軽微変更届出書

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その _____ の代表者の氏名		
省略				
変更の内容	省略			
	住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）			
	公園施設の管理又は経営の方法	受 託 者		
		標 準 的 な 額		
		省略		
省略				

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

様式第4号（第8条関係） 公園事業承継協議書（承認申請書）

省略	申請者 名称及び住所並びに 代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度¹の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度¹の概況図及び天然色写真
- (4)・(5) 省略

様式第5号（第8条関係） 公園事業相続承認申請書

省略	申請者 氏名及び住所	—
省略		

注

1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度¹の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度¹の概況図及び天然色写真
- (4)～(6) 省略

様式第6号（第9条関係） 公園事業休止（廃止）届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度¹の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度¹の概況図及び天然色写真

様式第6号の2（第10条関係） 公園事業執行認可失効届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	—
省略		

注1 省略

3 省略

様式第4号（第8条関係） 公園事業承継協議書（承認申請書）

省略	申請者 名称及び住所並びに 代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上¹の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上¹の概況図及び天然色写真
- (4)・(5) 省略

様式第5号（第8条関係） 公園事業相続承認申請書

省略	申請者 氏名及び住所	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 省略
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上¹の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上¹の概況図及び天然色写真
- (4)～(6) 省略

様式第6号（第9条関係） 公園事業休止（廃止）届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上¹の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上¹の概況図及び天然色写真

様式第6号の2（第10条関係） 公園事業執行認可失効届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度²の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度²の概況図及び天然色写真
- (3) 省略

様式第7号（第16条の2関係） 特別地域内行為許可申請書
 様式第7号（その1）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度²の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度²の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度²の平面図、立面図、断面図²及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度²の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 省略

様式第7号（その2）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注

1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度²の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度²の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度²の平面図、立面図、断面図²及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度²の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 省略

様式第7号（その3）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
----	-----------------------------------

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上²の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上²の概況図及び天然色写真
- (3) 省略

様式第7号（第16条の2関係） 特別地域内行為許可申請書
 様式第7号（その1）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上²の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上²の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上²の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上²の図面
- (5) 省略

様式第7号（その2）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上²の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上²の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上²の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上²の図面
- (5) 省略

様式第7号（その3）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
----	-----------------------------------

省略

注

1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図_____及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その4)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ _____ の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図_____及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その5)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ _____ の代表者の氏名	
省略		
行為の施行方法	省略	
	設 _____ 備	
	関連行為の概要	
省略		

注1 省略

2 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、

省略

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その4)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ <u>㊞</u> の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その5)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、そ <u>㊞</u> の代表者の氏名	
省略		
行為の施行方法	省略	
	設 _____ 備	
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、

第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

3. 省略

4. 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度
の平面図、立面図、断面図_____及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その6)

省略		
申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ _____ の代表者の氏名		
省略		
行為の施行 方法	省略	
	<u>指定水域等への 排出方法</u>	
	<u>関連行為の概要</u>	
省略		

注1 省略

2. 省略

3. 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度
の平面図、立面図、断面図_____及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その7)

省略		
申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ _____ の代表者の氏名		
省略		
行為の施行 方法	省略	
	<u>表 示 の 内 容</u>	
	<u>関連行為の概要</u>	
省略		

注

_____から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

4. 省略

5. 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上
の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その6)

省略		
申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ ㊟ の代表者の氏名		
省略		
行為の施行 方法	省略	
	<u>指定水域等への 排出方法</u>	
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3. 省略

4. 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上
の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その7)

省略		
申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ ㊟ の代表者の氏名		
省略		
行為の施行 方法	省略	
	<u>表 示 の 内 容</u>	
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図 及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その8)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その8)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法

様式第7号（その9）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号（その10）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注

1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号（その11）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注

1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度

を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その9）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号（その10）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号（その11）

省略		申請者	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略			

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上

の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その12)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 省略

様式第7号(その13)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

3 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その12)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号(その13)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

4 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その14）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略	省略	
行為の施行方法	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 省略

様式第7号（その15）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
----	-----------------------------------	--

- にした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その14）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略	省略	
行為の施行方法	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
省略		

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 省略

様式第7号（その15）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
----	-----------------------------------	--

省略		
行為の施行方法	省略	
	変更後の色彩	
	関連行為の概要	
省略		

注

- 1 省略
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図 _____ 及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (6) 省略

様式第7号（その16）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 2 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
- 3 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまつて調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (6) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われ

省略		
行為の施行方法	省略	
	変更後の色彩	
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 省略
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) 省略

様式第7号（その16）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 3 「立ち入る者の人数及び氏名並びに期間」欄には、申請者を含めた人数、全員の氏名及び立入り期間を記入すること。
- 4 「立ち入る方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまつて調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実であ

る場所に到達するためのものを除く。)である場合に
あつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他
の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を
軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該
行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の
施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保
護の観点から比較した結果

様式第7号(その17)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度
の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 省略

様式第8号(第17条の15関係) 普通地域内行為届出書

様式第8号(その1)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度
の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに

る行為が行われる場所に到達するためのものを除
く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載
した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他
の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効
用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響
を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当
該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行
為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風
致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その17)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上
の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに
した縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 省略

様式第8号(第17条の15関係) 普通地域内行為届出書

様式第8号(その1)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつては、そ の代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上
の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000
分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上
の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかに

した縮尺1,000分の1程度¹の図面

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第8号(その2)

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略			
行為の施行方法	省略		
	設 備		
	関連行為の概要		
省略			

注1 省略

2 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条、第24条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第8号(その3)

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略			
行為の施行方法	省略		
	表示の内容		
	関連行為の概要		
省略			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面

(5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

した縮尺1,000分の1以上¹の図面

様式第8号(その2)

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略			
行為の施行方法	省略		
	設 備		
省略			

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 「備考」欄には、当該行為地が河川法（昭和39年法律第167号）の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入すること。

4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その3)

省略		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略			
行為の施行方法	省略		
	表示の内容		
省略			

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号（その4）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第8号（その5）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
 - 3 「備考」欄には、当該行為が鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、その施業案の概要を記入すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 5 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第8号（その6）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号（その4）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号（その5）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
 - 3 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
 - 4 「備考」欄には、当該行為が鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、その施業案の概要を記入すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 6 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号（その6）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第9号（第19条の2関係） 特別地域内既着手行為届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
 - (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第10号（第19条の2関係） 特別地域内非常災害応急措置届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図を添付すること。

様式第11号（第19条の2関係） 特別地域内植栽・放牧届出書

様式第11号（その1）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第9号（第19条の2関係） 特別地域内既着手行為届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第10号（第19条の2関係） 特別地域内非常災害応急措置届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 3 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図を添付すること。

様式第11号（第19条の2関係） 特別地域内植栽・放牧届出書

様式第11号（その1）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第11号（その2）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		
行為の施行方法	省略	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
省略		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1程度の図面
- (5) その他行為の施行方法の表示に必要な図面

様式第11号の2（第19条の7関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		

注 1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 省略
- (3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の6第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第11号の3（第19条の7、様式第11号の2、様式第11号の4関係） 省略

様式第11号の4（第19条の9関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第11号（その2）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		
行為の施行方法	省略	
	管 理 方 法	
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第11号の2（第19条の6関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
省略		

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 省略
- (3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の5第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第11号の3（第19条の6、様式第11号の2、様式第11号の4関係） 省略

様式第11号の4（第19条の8関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (2) 省略
- (3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の6第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第11号の5（第19条の10関係） 生態系維持回復事業軽微変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 省略

様式第12号（第20条関係） 身分証明書（表）

省略	上記の者は、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第16条第1項及び第2項、第29条第1項、第34条第2項、第36条第2項、第40条の6第1項並びに第53条第1項の規定に基づき、公園事業の執行に関する立入検査、指定認定機関に対する立入検査、愛媛県立自然公園の保護のために必要な立入検査等、愛媛県立自然公園の利用のために必要な指示又は実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員であることを証明する。
省略	
省略	
第16条	知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2	知事は、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、第15条の3第4項の認定（第15条の4第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 省略
- (3) 県及び国等以外の者にあつては、愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第19条の5第1号ア及びイのいずれにも該当しないことを説明した書類

様式第11号の5（第19条の9関係） 生態系維持回復事業軽微変更届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第12号（第20条関係） 身分証明書（表）

省略	上記の者は、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第16条第1項、第29条第1項、第34条第2項、第36条第2項及び第53条第1項の規定に基づき、公園事業の執行に関する立入検査、指定認定機関に対する立入検査、愛媛県立自然公園の保護のために必要な立入検査等、愛媛県立自然公園の利用のために必要な指示又は実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員であることを証明する。
省略	
省略	
第16条	知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

省略

(裏)

(報告徴収及び立入検査)

第34条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第8号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第8号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第8号若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(利用のための規制)

省略

(2) 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項_____の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

省略

(報告徴収及び立入検査)

第34条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第7号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第7号若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(裏)

(利用のための規制)

省略

(2) 著しく悪臭を発生させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

省略

（報告徴収及び立入検査）

第40条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第40条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（実地調査）

第53条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律又は条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

省略

注 省略

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号_____に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

省略

（実地調査）

第53条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律又は条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

省略

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

省略

注 省略

第2条 愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。
様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2 (第8条関係) 公園事業承継承認申請書

公園事業承継承認申請書							
愛媛県知事	様						
年 月 日							
譲渡人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 譲受人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名							
公園事業の執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号						
公園施設の種類							
譲受人が行う公園施設の管理又は経営の方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">経営方法</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">料金徴収</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">供用期間</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	経営方法		料金徴収		供用期間	
経営方法							
料金徴収							
供用期間							
譲渡しようとする年月日							
譲渡する理由							
備考							

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する次に掲げる書類
 - ア 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立

後の各事業年度に係るもの)

- イ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収入及び支出の総額及び内訳を明らかにした収支予算書
- (7) 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第2条第3号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該公園事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

様式第6号の2の次に次の4様式を加える。

様式第6号の3 (第12条関係) 利用拠点整備改善計画認定申請書

利用拠点整備改善計画認定申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事 様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
自然公園の名称	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 申請者の欄には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については、別紙に記載して添付すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 利用拠点整備改善計画書（様式第6号の4）
 - (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - (3) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - (4) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業にあつてはク及びケに掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつてはア、イ及びオからケまでに掲げる書類を除く。）
 - ア 個人にあつては、住民票の写し
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - オ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - キ 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - ク 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - ケ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
 - コ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (5) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行

する公園施設に関する公園事業にあつては、ウに掲げる書類を除く。)

ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

ウ (4)のカからケまでに掲げる書類のうち、変更に係る書類

エ その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(6) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類

ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面

(7) その他参考となるべき書類、図面又は写真

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

様式第6号の4 (第12条、様式第6号の3、様式第6号の5、様式第6号の6関係) 利用拠点整備改善計画書

利用拠点整備改善計画の名称					
利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称					
計 画 期 間					
利用拠点整備改善計画の区域					
利用拠点の現状及び課題	現状				
	課題				
計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針					
利用拠点整備改善計画の目標					
利 用 拠 点 整 備 改 善 事 業 一 覧					
番 号	事業実施主体の氏名又は法人の名称	事業種別	事業名	事業対象施設又は事業対象地	
	事業概要 (延長・面積等)			事業実施年度	
	利用拠点の質の向上に係る役割				
	備考			特例	
1					
2					

3				

実施 主体 番号	申請者の氏名又 は法人の名称	法人の代表 者の氏名	住 所	実施又は実施予定 の利用拠点整備改 善事業の事業番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制（協議会構成員一覧）

氏 名 又 は 名 称	役 割

その他	
-----	--

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別葉に記載して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業

事業番号		
利用拠点整備改善事業名		
事業内容の概要及び利用拠点の質の向上に係る役割		
事業実施主体の氏名 又は法人の名称及び法人の代表者の氏名		
公園施設の種類		
公園施設の位置		
公園施設の規模・構造		
公園施設の 管理又は経 営の方法	経営方法	直営 委託（受託者）
	料金徴収	有（標準的な額） 無
	供用期間	通年 季節（供用期間）
公園施設の供用開始 の予定年月日		年 月 日
工事施行の予定期間		年 月 日 着工 年 月 日 完了
備 考		

別紙2 公園事業の内容の変更に係る協議、認可又は届出を要する事業

事業番号				
利用拠点整備改善事業名				
事業内容の概要及び利用拠点の質の向上に係る役割				
事業実施主体の氏名 又は法人の名称及び法人の代表者の氏名				
執行の協議をした（認可を受けた）年月日及び番号		年 月 日 愛媛県指令 第 号		
変更の内容	事項	変更前	変更後	
	公園施設の種類の			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模・構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法		
		料金徴収		
		供用期間		
工事施行の予定期間		年 月 日 着工	年 月 日 完了	
備考				

別紙3 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業

事業番号	
利用拠点整備改善事業名	
事業内容の概要及び利用拠点の質の向上に係る役割	
事業実施主体の氏名 又は法人の名称及び 法人の代表者の氏名	
行為の種類	
行為の実施場所	
行為の施行方法	
着手及び完了の予定日	年 月 日 着工 年 月 日 完了
備考	

様式第6号の5（第15条関係） 利用拠点整備改善計画変更認定申請書

利用拠点整備改善計画変更認定申請書		
愛媛県知事	様	年 月 日
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
当初認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変更を必要とする理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 申請者の欄には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については、別紙に記載して添付すること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 変更内容を反映した利用拠点整備改善計画書（様式第6号の4）

(2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

(3) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

(4) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限り、運輸施設に関する公園事業にあつてはク及びケに掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつてはア、イ及びオからケまでに掲げる書類を除く。）

ア 個人にあつては、住民票の写し

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図

エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真

オ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

- キ 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - ク 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
 - ケ 個人にあつては、直前3年の各事業年度における確定申告書
 - コ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (5) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限る。）
- ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ (4)のカからケまでに掲げる書類のうち、変更に係る書類
 - エ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (6) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限る。）
- ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
- (7) その他参考となるべき書類、図面又は写真

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

様式第6号の6 (第15条の3関係) 利用拠点整備改善計画軽微変更届出書

利用拠点整備改善計画軽微変更届出書		
愛媛県知事		年 月 日
様		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
当初認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変更を必要とする理由		
軽微な変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
備 考		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 届出者の欄には、当初認定時の代表申請者を記載すること。
- 4 変更内容を反映した利用拠点整備改善計画実施計画書（様式第6号の4）を添付すること。

様式第11号の5の次に次の4様式を加える。

様式第11号の6 (第19条の12関係) 自然体験活動促進計画認定申請書

自然体験活動促進計画認定申請書	
愛媛県知事	様
年 月 日	
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
自然公園の名称	(Blank space for name)

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進計画を実施しようとする者については、別紙に記載して添付すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 自然体験活動促進計画書(様式第11号の7)
 - (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図に自然体験活動促進事業ごとに当該事業の実施範囲を図示したもの
 - (3) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する自然体験活動促進事業が自然体験活動促進計画に記載される場合にあつては、当該事業ごとに次に掲げる書類
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

様式第11号の7（第19条の12、様式第11号の6、様式第11号の8、様式第11号の9関係） 自然体験活動促進計画書

自然体験活動促進計画の名称						
自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称						
計 画 期 間						
自然体験活動促進計画の区域						
自然体験活動の促進に関する現状及び課題	現 状					
	課 題					
計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針						
自然体験活動促進計画の目標						
自 然 体 験 活 動 促 進 事 業 一 覧						
番号	自然体験活動促進事業名	事業の概要	実施主体	実施場所	実施時期	特例
1						
2						
3						
4						
5						
実施主体番号	申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所		実施又は実施予定の自然体験活動促進事業の事業番号	
1						
2						
3						
4						

5				
6				
7				
8				

計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

ルール・マナー	
周知・啓発	

自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制（協議会構成員一覧）

氏 名 又 は 名 称	役 割
その他	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入し、又は別葉に記載して添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙1 特例措置を要する事業（特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業）

事業番号	
事業名	
事業内容の概要及び 質の高い自然体験活動 の促進に係る役割	
事業実施主体の氏名 又は法人の名称	
行為の種類	
行為の実施場所	
行為の施行方法	
行為の着手及び 完了の予定日	
備 考	

別紙2 特例措置を要する事業（利用調整地区の立入認定を要する行為が含まれる事業）

事業番号	
事業名	
事業内容の概要及び質の高い自然体験活動の促進に係る役割	
事業実施主体の氏名又は法人の名称	
立ち入ろうとする者の氏名及び住所	
立ち入ろうとする者の監督の下に立ち入る者の合計の人数	
立ち入ろうとする利用調整地区の名称	
立ち入ろうとする期間	
立入りの目的	
立入りの方法	
備考	

様式第11号の8 (第19条の15関係) 自然体験活動促進計画変更認定申請書

自然体験活動促進計画変更認定申請書		
愛媛県知事	様	年 月 日
申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
当初認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変更を必要とする理由		
変更の内容	変 更 前	変 更 後

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 申請者の欄には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町を代表として記載し、共同申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については、別紙に記載して添付すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 変更内容を反映した自然体験活動促進計画書（様式第11号の7）
 - (2) 計画区域の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図（各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示することとし、変更の内容に係るものに限る。）
 - (3) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合には、当該事業ごとに次に掲げる書類（変更の内容に係るものに限る。）
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1程度の地形図
 - イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺5,000分の1程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

別紙 共同申請者の氏名及び住所

申請者の氏名又は法人の名称	法人の代表者の氏名	住 所

様式第11号の9 (第19条の17関係) 自然体験活動促進計画軽微変更届出書

自然体験活動促進計画軽微変更届出書 年 月 日 愛媛県知事 様 届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名		
当初認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変更を必要とする理由		
軽微な変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
備 考		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 届出者の欄には、当初認定時の代表申請者を記載すること。
- 4 変更内容を反映した自然体験活動促進計画書（様式第11号の7）を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第16条の3の規定は、この規則の施行後にされる愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第21条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に交付された第1条の規定による改正前の愛媛県立自然公園条例施行規則様式第12号の規定による職員の身分を示す証明書は、新規則様式第12号の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

4 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(32) 省略</p> <p>(33) 省略</p> <p>(34) 省略</p> <p>(35) 省略</p> <p>(36) 省略</p> <p>(37) 省略</p> <p>(38) 省略</p> <p>(39) 省略</p> <p>(40) 省略</p> <p>(41) 省略</p> <p>(42) 省略</p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) 省略</p> <p>(45) 省略</p> <p>(46) 省略</p> <p>(47) 省略</p> <p>(48) 省略</p> <p>(49) 省略</p> <p>(50) 省略</p> <p>(51) 省略</p> <p>(52) 省略</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 省略</p> <p>(56) 省略</p> <p>(57) 省略</p> <p>(58) 省略</p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(32) 省略</p> <p><u>(33) 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）様式第1号から様式第11号の2まで、様式第11号の4及び様式第11号の5</u></p> <p>(34) 省略</p> <p>(35) 省略</p> <p>(36) 省略</p> <p>(37) 省略</p> <p>(38) 省略</p> <p>(39) 省略</p> <p>(40) 省略</p> <p>(41) 省略</p> <p>(42) 省略</p> <p>(43) 省略</p> <p>(44) 省略</p> <p>(45) 省略</p> <p>(46) 省略</p> <p>(47) 省略</p> <p>(48) 省略</p> <p>(49) 省略</p> <p>(50) 省略</p> <p>(51) 省略</p> <p>(52) 省略</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 省略</p> <p>(56) 省略</p> <p>(57) 省略</p> <p>(58) 省略</p> <p>(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 省略</p>

(63) 省略
(64) 省略
(65) 省略
(66) 省略
(67) 省略
(68) 省略
(69) 省略
(70) 省略
(71) 省略
(72) 省略
(73) 省略
(74) 省略

(64) 省略
(65) 省略
(66) 省略
(67) 省略
(68) 省略
(69) 省略
(70) 省略
(71) 省略
(72) 省略
(73) 省略
(74) 省略
(75) 省略